

「スポーツ外交強化に関する有識者懇談会」
最終報告書

平成27年2月

座長	小倉 和夫	国際交流基金顧問
委員	有森 裕子	スペシャルオリンピックス日本理事長
	勝田 隆	日本スポーツ振興センター スポーツ開発事業推進部長
	佐藤 禎一	元ユネスコ日本政府代表部大使、 国際医療福祉大学大学院教授
	真田 久	筑波大学教授
	鈴木 大地	日本水泳連盟会長、順天堂大学教授
	田嶋 幸三	日本サッカー協会副会長
	恒川 恵市	政策研究大学院大学教授
	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
	渡辺 靖	慶応義塾大学教授

1. はじめに

(1) 背景

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京大会）の開催が決定して約1年が経過した今、公的機関、また民間企業も含めた様々な関係者が、2020年を見据えて何ができるか検討を進めている。

昨年は、1964年東京オリンピックから五十周年の節目にあたる年でもあった。10月に開催された祝賀行事には多数の国際オリンピック委員会（IOC）委員や、1964年東京オリンピックに出場した元選手が訪日し、64年オリンピックの記憶を共有した。五十年前のオリンピックは、まさに戦後復興、高度経済成長期に入った日本の姿を世界に広め、また大規模なインフラ整備や国際的な受け入れ体制の整備を通じて、日本が変化を遂げる契機となった。それから半世紀以上たった2020年に行われるオリンピック・パラリンピックにおいて、日本は世界にどのようなメッセージを発するべきか。これまでの日本の平和国家としての歩み、開発途上国への地道な支援、国際場裡における様々な課題への真摯な取組などにかんがみると、2020年の機会に、日本がいかに世界に貢献することができるか、誤解を恐れずに言えば、日本が世界を変えることができるか、示すべきと考えられる。

この観点では、2013年9月のIOC総会において、安倍総理大臣は日本政府のスポーツを通じた国際貢献策「Sport for Tomorrow」プログラムを表明し、2020年までに、100カ国・1000万人以上を対象に、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げることを約束したことに注目すべきである。このプログラムの着実な実施を基軸として、2020年まで、そしてそれ以降のスポーツ分野での国際貢献を強化していくことが重要であり、外交当局としても本格的に取組を強化すべき節目にきている。これらを踏まえて岸田外務大臣の下に設置された「スポーツ外交強化に関する有識者懇談会」は、昨年2月から六回の懇談会及び特別会合を開催した。委員相互の意見交換に加え、国際的に活躍しているスポーツ界関係者や知識人を招き、意見を聴取した。昨年8月には、早急に具体化すべきと考えられる施策を「中間とりまとめ報告」として外務大臣に提出したが、今般、予定されたすべての会合を経て、本最終報告書を提出することとしたい。

(2) スポーツと外交

まず、提言をまとめるにあたっての基本的な考え方として、スポーツと外交の関係について言及したい。

スポーツと外交の関連性は、一見明白ではないかもしれない。IOCが政治的中立を謳うように、政治とスポーツは、基本的には相互に中立を保つことが望ましいとされている。一方で、東西冷戦中には、オリンピック出場をボイコットすることで自国の政治

的主張をし、国威発揚の観点でメダル獲得のため選手強化を行った例も散見された。また、近年のグローバル化の流れはスポーツ界にも及び、活躍する選手は世界中で有名になり、交通網の発達により世界各地での試合もより容易にできる環境が整った結果、スポーツは各国の政治指導者が無視できない地位を占めるようになった。このようにスポーツそのもの、そしてスポーツを巡る様々な活動には、国際関係が反映されており、さらにスポーツ活動及びその運営は、国際関係にも影響を及ぼし得る重要な要素の一つとなっている。

こうした状況を踏まえると、外交政策とスポーツの関係では次の整理が可能である。まず、スポーツの持つ影響力やポジティブな力を外交のために活用する「スポーツによる外交」という考え方がある。この観点からは、インドとパキスタン出身のテニス選手がダブルスを組み、両国の和平について訴えたという活動なども注目すべきである。また、スポーツは誰にとっても親しみやすい話題であり、老若男女問わず参加が容易な分野である。スポーツのこの利点を活かし、広報文化外交（パブリック・ディプロマシー）の有用な手段として活用することで、新しい観点から、きめ細やかな外交を展開することが可能となり、ひいては日本国内の活性化にも資すると考えられる。そして、スポーツの独立性・自立性を尊重しながら、その発展のために外交当局が様々な取組・努力を行う「スポーツのための外交」という観点がある。これには、（上述の東西冷戦期のように）国際政治的要因によって、スポーツ活動がマイナスの影響を被ることを回避する側面や、公正な環境で試合が行われるよう徹底する側面、いわば「スポーツを守る外交」も含まれる。これらを広く「スポーツ外交」と捉え、相手国の政府レベルから一般市民までを広く対象として、施策を展開することが可能であろう。

2. 提言

上記1の内容も念頭に、最終報告書においては、中間とりまとめ報告にて提案した内容を土台に、以下三つの柱に沿って施策を提言したい（なお、以下の分類は排他的なものではなく、一つの柱の下に位置付けた施策でも、他の柱立てにも関連し得る。）。

【第一の柱】スポーツによる外交の推進 (Diplomacy by Sport)

人々の心を大きく動かし、また健康の維持・増進を通じて人々の生活の質を向上させられるスポーツは、いわば公共財であり、外交資源でもある。国連の場においても、外交という視点から、「教育・健康・開発・平和の促進のツールとしてのスポーツ」に関する決議が採択されており¹、その重要性が認識されている。この外交資源を活用し、外交の幅を広げるためには、世界各地及び日本での国際スポーツ大会開催時等の機会に、

¹ 第69回国連総会決議 A/RES/69/6 “Sport as a means to promote education, health, development and peace”（2014年10月31日無投票で採択）

外交当局としてスポーツ関係者との人脈構築を図る（在外公館における記念行事、レセプションの開催など）ことがこれまで以上に重要となる。また、これらの機会を捉えて文化事業を展開し、日本ブランド（文化、思想哲学、特産品など）の発信を強化するなど、対日理解の促進を図ることも可能である。さらに次のような観点から種々の施策を以下に提案したい。

（１）スポーツを通じた開発課題への対応

スポーツ（体育教育等を含む）は、相手国のスポーツ能力の向上に貢献すること等を通じ、個人レベル及び集団レベルの厚生を、直接的・間接的に向上させることができる。例えば、水泳のようにライフスキルとなるスポーツもある。また、スポーツを通じた心身の健全な育成（青少年の非行防止、全世代の健康増進）も可能である。開発協力の役割は、途上国の開発・発展に「きっかけ」を与えるものという議論が主流になっているが、スポーツはそのような開発の触媒機能と親和性が高いため、有用なツールとなる。さらに、スポーツの競技力に着目すれば、国際舞台で活躍する選手が登場すれば、その国のイメージ向上、ひいては国際的地位の向上にもつながるため、この観点から支援を行うことも有用である。具体的には、以下の取組を提案したい。

（ア）外務省の既存のスキーム（JICAボランティア、文化無償資金協力等）を有効活用し、人材育成、運動施設・器材供与支援を行う。また、器材供与に関しては、政府が直接行うもののほか、各競技団体等が供与をする場合にその円滑化に協力する方法も検討する。

（イ）開発途上国からの各種国際大会への参加促進や、途上国のスポーツ大会開催を支援するために、日本からスポーツ指導者・アスリート等の派遣、途上国からのスポーツ指導者・アスリート等の招へいを行う。

（ウ）学校等における啓発活動、セミナー等の実施、行政レベルでの情報交換（スポーツ関連政策策定への支援等）を通じ、日本の経験やノウハウを発信すると共に、各国の若者を主な対象とした教育面での支援を行う。具体的には、カリキュラム策定への協力を含めた学校での体育教育の導入支援を行う。

（エ）スポーツを活用した個人及び集団のエンパワメントの観点からは、栄養強化・体作りを支援する。

（２）スポーツを通じた平和と相互理解の促進

スポーツは、公正なルールに則って競うことを通じ、同じ体験を共有することで、相手を尊重する気持ちや、相互理解の精神、規範意識を育む。こうしたスポーツの力を活用すれば、紛争後、または災害等の被害を受けた地域などにおけるコミュニティの再生や平和の定着等に触媒的機能を果たすことができよう。また、スポーツ活動を通じて、対立する国及び集団間の信頼醸成に貢献することも可能である。このように、スポーツ

には平和を生み出す力があることに留意すべきである。スポーツが持つ力を平和構築につなげるために、日本としても貢献していくことが望ましく、具体的には以下の取組を提案したい。

(ア) 相互信頼醸成のための国際交流の促進：セミナー、イベントの開催、スポーツ指導者・選手（青少年を含む）等の派遣・招へい（国際交流基金のスキームも活用）を行う。特に、紛争地域・紛争直後の地域等からスポーツ関係者や青少年を日本に招待し、共に活動する場を提供する。これはまた、紛争地域等についての一般国民のイメージの転換をはかる契機ともなる。

(イ) 上記（ア）を実施するために、紛争等の当事国とだけでなく、第三国と連携し、共同で協力を行う「第三国プロジェクト」も検討すべきである。

(ウ) 紛争後の国家統一や社会的統合の象徴としてナショナルチームの結成や特定のスポーツ（伝統スポーツも含む）の振興が役立つ場合には、それへの協力を促進する。また、各国における伝統的なスポーツで、必ずしも国際化していない種目の保護奨励のため、国際機関やNGO・NPOとも連携して国際協力を行う。

(3) スポーツを通じた社会参画促進

さらに、スポーツの持つ力を活かせば、いわゆる「社会的弱者」と位置付けられる人々の社会参画をいっそう促すことが可能と考えられる。社会への参加をどのように促進するか、また、個人のエンパワメントをどのように促すか、という課題に対し、スポーツが果たす役割に注目すべきである。こうした観点からは、以下の取組を提案したい。

(ア) 途上国をはじめとした各国の障害者スポーツ振興（競技力の向上、大会開催ノウハウの共有等）を目的として、指導者・選手等の派遣、日本における研修を実施する。

(イ) 上記（ア）と関連し、日本企業の科学・技術力を活用した、障害者スポーツ等の器具開発及びその世界への普及を政府としても支援する。

(ウ) 諸外国に対し、高齢者スポーツの推奨と健康寿命の延伸に関して、啓もう活動を行い、日本のグッドプラクティスを広める。その観点から、日本の元気な高齢者の力を活用し、国際親善に貢献してもらう施策（例えばシニア海外ボランティアの拡充）をさらに進める。

(エ) 女性のエンパワメントが必要な国において、女性を対象としたスポーツ指導及び女性指導者等の育成支援を行う。また、そのための、人材派遣や器材供与などを行う。

【第二の柱】スポーツのための外交の推進 (Diplomacy for Sport)

続いて、第一の柱とも密接に関連するが、スポーツ界の発展そのものを後押しし、また日本のスポーツ関係者が存分に活躍するために、国際的なアンチドーピングの推進、八百長・不正行為等の防止も視野に入れ、外交当局としても尽力すべきであろう。その観点から、以下を提言する。

(1) 外交機会を捉えたスポーツへの貢献

(ア) 首脳、政府要人の往来の機会をとらえた交流の活性化：二国間、多国間の文脈で総理をはじめ、外務大臣、その他幹部が外遊する際に、スポーツ交流を推進する。特に、パラリンピックやデフリンピック、スペシャルオリンピックスをはじめとする障害者スポーツの認知度を高める観点から、要人往来の機会や在外公館を活用して可能な側面支援を行う。

(イ) 「オリンピック停戦決議 (Olympic Truce)」にかかる働きかけ等を通じ、スポーツを平和裏に行う環境作りに貢献する。

(2) 日本スポーツ界の国際化への貢献

(ア) 日本のスポーツ界の発展を支援するため、各競技の国際連盟、アジア連盟への役員及び職員の送り込みを支援する。

(イ) 各競技団体における国際的情報の共有促進、国際部門の強化を支援する（要望に応じて外務省と情報交換する機会を設ける等）。

(ウ) 「スポーツによる外交」に関連する前述の様々な国際貢献活動を行う際に、引退後の日本人アスリートをはじめとするスポーツ関係者の協力を得るなどして、国際舞台で活躍してもらうべく働きかける。

【第三の柱】スポーツ外交推進のための基盤整備

最後に、スポーツ外交を有効に推進するためには、国内外に向けた啓発や、国内外の関係者との良好な連携体制の構築、アスリートやスポーツ関係者が国際貢献活動に従事しやすくなるような国内体制の整備（アスリートやスポーツ関係者の生活保障等）も非常に重要である。特に、国際的活動と直接関連する下記の点について、政府全体として至急検討すべきと考える。

(1) 多様な「プレーヤー」との協力関係構築を図る：上述の施策を実施する際、各競技団体、各経済団体・民間企業、NGO・NPOと協力し、また文化芸術分野とのコラボレーションを重視する。

(2) オリンピック・パラリンピック開催国・開催予定国との知見の共有を通じ、二国間関係の強化を図るとともに、2020年東京大会への準備に活かす。

(3) スポーツ担当大使を任命し、また、外務省のスポーツ外交推進のための体制を整備し、関係機関との連携を強化する。

3. 結び

2020年東京大会は、東京だけでなく、地方の発展にも貢献するものでなくてはならない。また、日本だけではなく、世界各国が心待ちにするものとなるよう、そして2020

年以降につながる財産を築けるよう、日本が取り組むべきことは数多くある。スポーツ外交強化のための施策の実施もその一環であり、着実にこれを進めることが重要と考える。

日本の国際貢献策「Sport for Tomorrow」を実施する観点からは、昨年8月に外務省、文部科学省、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会等の関係団体により、スポーツ国際貢献に関する知見の交換、情報ネットワークやデータベースの構築などにおける各機関の連携協力を促進する「Sport for Tomorrow コンソーシアム」が立ち上がり、定期的な協議の場を持つこととなっている。同コンソーシアムをしっかりと活用することに加え、今後、スポーツ関連の有識者から意見を得る機会を定期的に持つなどして、多くの新しい取組を実施していくことが必要であろう。その際、国際的視野からの論議を奨励するべく、スポーツ界、大学等とも連携の上、開発課題や平和構築とスポーツ等、スポーツと外交をテーマとする国際シンポジウムを企画または支援することも重要となる。

2020年東京大会が世界を変え、そして、スポーツ外交が日本外交の新たな可能性を拓くこととなるよう祈念する。

(了)

【参考1】各懇談会のテーマ及びゲストスピーカー

第一回（2月13日）

「スポーツ外交のあり方（総論）」

第二回（3月10日）

「開発とスポーツ」

田中明彦 独立行政法人国際協力機構（JICA）理事長

第三回（4月18日）

「スポーツと平和」

猪谷千春 国際オリンピック委員会（IOC）名誉委員

山下泰裕 NPO法人「柔道教育ソリダリティ」理事長

全日本柔道連盟副会長

特別会合（7月1日）

パスカル・ボニファス 国際関係戦略研究所（IRIS）所長

第四回（7月9日）

「個別の視点からみたスポーツ外交－女性，障害者，高齢者」

橋本聖子 参議院議員

鳥原光憲 日本障がい者スポーツ協会会長

鴻池清司 日本マスターズ陸上競技連合会長

第五回（9月3日）

「国際場裡における日本のスポーツ」

荒木田裕子 日本バレーボール協会強化事業本部長

小川郷太郎 全日本柔道連盟国際関係特別顧問

福田富昭 日本レスリング協会会長

第六回（11月12日）

「議論の総括」

【参考2】各会合の議論の概要

(1) 開発とスポーツ

このテーマの下、田中明彦独立行政法人国際協力機構（JICA）理事長からプレゼンテーションが行われた。開発協力にスポーツが果たす役割には、個人のアイデンティティの確立や健康向上、集団の福利厚生の上昇などが挙げられた。また、間接的であっても、スポーツを通じ、貧困削減や死亡率の低下、産業人材育成等につながるとの指摘があった。また、スポーツには、途上国の自助努力を高めるための人材開発やインフラ整備、平和構築といった観点から触媒の役割を果たしうると指摘があり、JICAボランティアがこれまで各国のスポーツ水準の向上に果たしてきた役割・実績について具体的に紹介があった。また、体育教育の普及や、平和構築・人権・社会的弱者支援でのスポーツの活用の重要性についても触れられた。討議では、JICAボランティアの活動に賞賛が示されつつ、スポーツや体育教育の重要性を途上国に対して積極的に説明していくべきとの指摘があった。また、現地の事情やニーズを踏まえ、現地に寄り添った支援こそが、時間はかかるが日本らしい支援のあり方で、スポーツを通じて日本に対する親近感や信頼を醸成すべきとの意見があった。この文脈で、スポーツを通じたジェンダー分野への支援の重要性や、選手を取り巻くサポートチームの育成の重要性についても意見が示された。さらに、日本のアスリートがJICAボランティアなどで海外に派遣されることは、グローバル人材育成の観点からも非常に重要であり、日本企業はより積極的に活用していくべきとの指摘があった。

(2) スポーツと平和

このテーマについては、猪谷千春IOC名誉委員より、スポーツと平和に対するIOCの取組について紹介いただき、オリンピック開催と政治情勢の関連、そしてIOCの取組の歴史的経緯や、2020年に向けてなすべき平和への取組につき言及された。また、山下泰裕NPO法人「柔道教育ソリダリティ」理事長・全日本柔道連盟副会長から、同NPO法人の世界各地での柔道指導を通じた国際交流について紹介があり、例えばイスラエル・パレスチナでの活動では、スポーツの力を借りて相手への理解を深める貴重な機会となった点などが紹介された。討議では、特に青少年を対象にしたスポーツを通じた国際交流イベントの成功例に言及があり、スポーツのフェアプレー精神が平和への意識付けに果たす役割についても指摘された。また、日本のアスリートを、国際貢献のための様々な活動に適切に関与させ、アスリートの持つ影響力を良い方向に活用していくべきとの問題意識が提起された。

(3) 特別会合

パスカル・ボニファス国際関係戦略研究所所長の来日機会を捉え、同氏から講演をい

ただいた。地政学が専門のボニファス氏からは、グローバル化とスポーツの関係について様々な指摘があった。例えば、グローバル化は国家単位のアイデンティティを弱めると言われているが、スポーツを通じて、異なる宗教・民族・政治的主張を持った集団が混在しているような国においても、自国代表チームを応援する際に一致団結することを通じ、ソフトなかたちで、国家アイデンティティの強化に貢献している。また、スポーツはある意味において世界を「支配」しているが、それは抵抗を引き起こすのではなく、平和裏な支配であり、ソフトパワーが重視される時代に、スポーツは必要なツールとなるとの分析があった。討議では、ボニファス氏の母国・フランスにおけるスポーツと外交の関係性や、2020年東京大会に向け日本に期待されること等について委員から質疑があり、活発な意見交換が行われた。

(4) 女性、障害者、高齢者とスポーツ

プレゼンテーションでは、橋本聖子参議院議員より、スポーツと女性、健康、教育・食育を中心に、青少年の教育やスポーツ界での女性進出及び女性の活動支援等、日本が強化すべき点を指摘いただいた。また、鳥原光憲・日本障がい者スポーツ協会会長から、障害者スポーツ分野における国際貢献策について、同協会及び日本パラリンピック委員会としての具体的取組が紹介されるとともに、外務省としてもスポーツ外交により重きをおくべきとの意見があった。最後に、鴻池清司・日本マスターズ陸上競技連合会長から、同連合の活動が紹介されるとともに、今後は、活力のある高齢者を、スポーツも通じて、国際親善や日本の魅力発信に活用すべきとの提案があった。これに続く討議では、まず、女性や障害者、高齢者のスポーツ振興を図るためには、スポーツ施策だけでなく、これら個人の社会参画のための諸取組と合わせて進めるべきとの意見があった。また、民間企業の視点からは、主に障害者スポーツ振興のため、スポーツ器具等の開発を通じた日本の技術力の発信や、大会開催時のボランティア要員派遣に貢献できるよう取り組むことが重要との指摘があった。障害者スポーツの大会としては、パラリンピックのみならず、スペシャルオリンピックス等もあり、また高齢者対象のスポーツでも各種競技で大会が開催されているため、これら大会の知名度を国内外で上げるよう努めるとともに、外務省として大会開催の機を捉えて対外発信・日本理解促進に取り組むべきとの意見があった。さらに、Sport for Tomorrowの枠組みでこれら分野に関連する施策を検討する場合に、JICAボランティアの派遣等既存のスキームだけではなく、新たな施策の可能性を検討すべきとのコメントもあった。

(5) 国際場裡における日本のスポーツ

同懇談会では、荒木田裕子・日本バレーボール協会強化事業本部長から、日本人スポーツ関係者の国際舞台への進出を図るためには、競技団体のトップをはじめとする関係者が、意識的に人材を発掘し、国際社会へ送り出す姿勢が重要であるとの指摘があった。

また、小川郷太郎・全日本柔道連盟国際関係特別顧問から、柔道界の国際化への課題及び今後あり得べき取り組みについて意見が述べられ、例えば、各競技団体が国際関係や対外発信を担当するチームを作るなどの具体的な提案をいただいた。最後に、福田富昭・日本レスリング協会会長からは、国際競技連盟等で日本人が活躍するためには、語学力をつけ、人脈形成を継続的に行い、国際競技連盟等の役員選挙に際しては、積極的な働きかけをする必要がある旨示唆があった。討議では、委員から、アスリートに国際貢献等に携わってもらうためには、彼ら・彼女らを財政面でも支援する制度を検討すべきであり、民間・政府とも今後協議していく必要がある旨指摘された。また、既存の海外研修制度等も有効に活用し、国際場裡に目を向ける人材を増やしていくべきとの意見や、国際競技連盟等の役員レベルはもちろん、職員にも邦人を増やすべきとの意見があった。さらに、各競技団体や在外公館等が協力し、「スポーツ外交」を担うチームとして、知見の共有や関係強化をはかることが、国際場裡での活動の円滑化にとっても重要であるとの意見もあった。